



東京2020オリンピック
開催まで

あと **273** 日



東京2020パラリンピック
開催まで

あと **305** 日

認可保育所・認定こども園(保育部分)・
家庭的保育事業所(保育ママ)・
小規模保育事業所



入所児童を募集します

受付期間

11月21日(木)～12月10日(火)(必着)

【申込方法】 区役所7階特設窓口・認可保育所・認定こども園、郵送で受け付けます。保育施設利用申込案内・申込書は10月25日(金)から配布します。

【担当課】 保育課 ☎5654-8278・9

入園申し込みに関して
詳しくは7面で
紹介しています



幼児教育・保育の無償化に併せて 葛飾区が実施する独自助成について



23区
トップクラスの
助成!

幼児教育・保育の無償化とは



区内在住の3～5歳児クラスの児童と0～2歳児クラスのうち非課税世帯の児童が対象の制度です。

制度の利用には、認定申請の手続きが必要な場合があります。

詳しくは、子育て支援窓口(区役所4階401番)で配布しているリーフレットが、区ホームページ(トップ→くらしのガイド→子育て→幼児教育・保育の無償化)をご覧ください(右のQRコードからもご覧になれます)。



【担当課】 子育て支援課 ☎5654-8266・8277

食材料費の無償化

上限月額 **7,500**円!

国は、在宅で子育てをする場合にも生じる費用であること、介護などにおいても自己負担とされていることから、給食に要する食材料費を無償化の対象外としていますが、区では給食実施日数に応じて主食費・副食費ともに対象施設へ直接助成額を支給します。



【対象施設】 認可保育所、認定こども園、私立幼稚園、認証保育所、認可外保育施設(ベビーホテル、事業所内保育施設、院内保育施設など)、一時保育、休日保育、病児・病後児保育、定期利用保育 ※企業主導型保育事業の「地域枠」を利用する児童も、食材料費の無償化対象です。

【手続き】 原則、手続きは必要ありません。認可外保育施設などを利用している保護者は利用時に認定決定通知書や支給認定証を施設に提示してください。

保育料の助成限度額の上乗せ

●従来型幼稚園(平成27年度からスタートした「子ども・子育て支援新制度」に移行せず、園ごとに保育料を定めている幼稚園)

月額31,000円まで(国の助成額25,700円に、**区独自に5,300円**を上乗せ)

●認証保育所

月額50,000円まで(国の助成額37,000円に、**区独自に13,000円**を上乗せ)

●認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書が発行された認可外保育施設

月額42,500円まで(国の助成額37,000円に、**区独自に5,500円**を上乗せ)



特定負担額の助成

上限月額 **5,300**円!

【特定負担額とは】

基準以上の職員を配置するための人件費や施設維持費などとして、保護者の同意を得て、保育料とは別に徴収されている費用

※制服代、遠足代、行事参加費、通園バス代などは、特定負担額には該当しません。
※入園時または進級時に一括で納入している費用は助成の対象外です。



【対象施設】

認定こども園(教育部分)、新制度私立幼稚園

【手続き】 手続きは必要ありません。毎月の特定負担額から助成額を差し引いた金額を認定こども園(教育部分)、新制度私立幼稚園にお支払いください。

台風19号の被害に

遭われた方へ

粗大ごみ・臨時ごみ
処理手数料の免除に
ついて

所へお問い合わせください。
収集済みのごみ処理手数料の還付・返金はできません。

【対象】 台風19号の被害を受けて処分することになった区内家庭の粗大ごみ・臨時ごみで、処理施設に搬入できる形状・寸法のもの

【申請・担当課】 清掃事務所(区役所敷地内)

☎(3693)6113

【申請期間】 11月5日(火)まで

【申請方法】 清掃事務所窓口で申請してください。

【対象】 台風19号で建物などの被害に遭われた方に限り、証明書を発行します。申請方法など詳しくは、お近くの地区センターまたは地域振興課へお問い合わせください。

【申請期間】 11月5日(火)まで

【申請方法】 清掃事務所窓口で申請してください。

【対象】 台風19号で建物などの被害に遭われた方に限り、証明書を発行します。申請方法など詳しくは、お近くの地区センターまたは地域振興課へお問い合わせください。

【申請期間】 11月5日(火)まで

【申請方法】 清掃事務所窓口で申請してください。

【対象】 台風19号で建物などの被害に遭われた方に限り、証明書を発行します。申請方法など詳しくは、お近くの地区センターまたは地域振興課へお問い合わせください。

【申請期間】 11月5日(火)まで

【申請方法】 清掃事務所窓口で申請してください。

【対象】 台風19号で建物などの被害に遭われた方に限り、証明書を発行します。申請方法など詳しくは、お近くの地区センターまたは地域振興課へお問い合わせください。

【申請期間】 11月5日(火)まで

【申請方法】 清掃事務所窓口で申請してください。

【対象】 台風19号で建物などの被害に遭われた方に限り、証明書を発行します。申請方法など詳しくは、お近くの地区センターまたは地域振興課へお問い合わせください。

【申請期間】 11月5日(火)まで

【申請方法】 清掃事務所窓口で申請してください。

【対象】 台風19号で建物などの被害に遭われた方に限り、証明書を発行します。申請方法など詳しくは、お近くの地区センターまたは地域振興課へお問い合わせください。

区の対応について

10月12日夕方から13日未明にかけて葛飾区に接した台風19号は記録的な豪雨をもたらし、区内では避難情報が発令されました。

区では、災害対策本部を立ち上げ450人の職員を動員して、全区立小・中学校や地区センターなどの計117カ所に一時避難施設を開設し、計1万9801人の避難者を受け入れました。

【担当課】 危機管理課

☎(5654)8223



▶増水した江戸川
(10月13日撮影)

